



《会計・税務の知識》 延滞税と資金繰り

税金の支払い負担が重く、資金繰りが悪くなってしまった。と言う話は、良く耳にします。延滞税は高率ですが、資金繰り難であれば、未払税金分の無担保の融資と考え、延滞税を払ってでも支払いを延ばす会社もあるかも知れません。

1. 延滞税の概要

延滞税は本税だけを対象として課されるものであり、加算税などに対しては課されません。

やむなく税金を滞納してしまった場合、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて延滞税（国税）がかかる事になります。

2. 延滞税の税率

(1) 納期限の翌日から2月を経過する日まで

年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率(旧称：公定歩合)+4%」のいずれか低い割合となります。

平成20年12月19日以降、基準割引率は0.3%ですから、延滞税の税率は平成22年1月1日から平成24年12月31日までの期間は年4.3%です。今は、低金利時代ですから、銀行のローン利率との乖離が小さい様です。資金調達として考えた場合、審査もなく即座に調達できると言う、ファイナンスの効果があります。ただし、『2か月限り』かつ『税金の延滞をしている』と言う記録が残るデメリットはあります。

なお、納期限は次のとおりです。

申告の種類	納期限
期限内申告	法定納期限
期限後申告または修正申告	申告書提出日
更正・決定	更正通知書を発した日から1月後の日

(2) 納期限の翌日から2月を経過した日以後

延滞税の税率が低い期間は2か月間のみになります。2か月を過ぎると、税率14.6%になりますので、2か月の間に納税するか、金利の安い金融

機関等から資金調達をする必要があります。

なお、延滞税は損金不算入です。似た言葉で『延滞金』があります。延滞金は地方税法に規定されていますが、そのうち地方税の納期限の延長に係るものは、損金算入となります。

なお、延滞税の計算は、延滞税の計算期間から控除される期間が定められていたり、端数の調整計算があるため、少々複雑です。延滞税の詳しい計算方法は、国税庁ホームページをご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/entaizei/entai.html>

3. 利子税

延滞税と類似した税金で利子税があります。

法人税については、株主総会が申告期限後2か月では開催されず決算が確定できない等合理的な理由がある場合には、税務署に理由を付して申請をすれば、1か月間の申告期限の延長をすることができます。資金繰りに余裕のある会社は、決算日後2か月以内に税額を納付すれば利子税はかかりませんが、延長期間内に納付した場合、法定納期限から実際納付日までの期間については、利子税が付されます。税率は延滞税の税率と同様です。

延滞税は損金に算入できませんが、利子税は損金に算入できるという点で異なります。

滞納するのであれば、当初から申告期限の延長の承認を得て、利子税を支払った方が税効率は良いということになります。

4. 最後に

そもそも未病・予防が肝心です。

資金繰りは会社経営にとって重大な問題です。特に納税が発生する会社においては、事業計画のみならず資金計画と定期的なマネージメントが必要です。小谷野公認会計士事務所では、マネージメント・アドバイザー・サービスとして、お客様の事業計画・行動計画・資金計画が円滑に実行できるように、最大限の支援をしております。

(担当：池田)